

許可基準（１）

小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

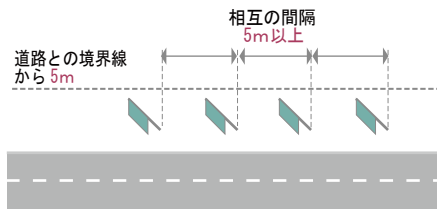
【歴史的景観地域】《①～⑬》（⑫水天宮周辺地区は除く）



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
（3本以下の場合を除く）



〈立看板〉

- ・縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

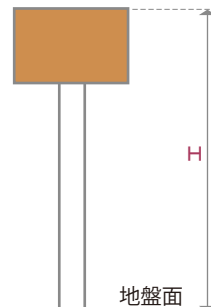
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

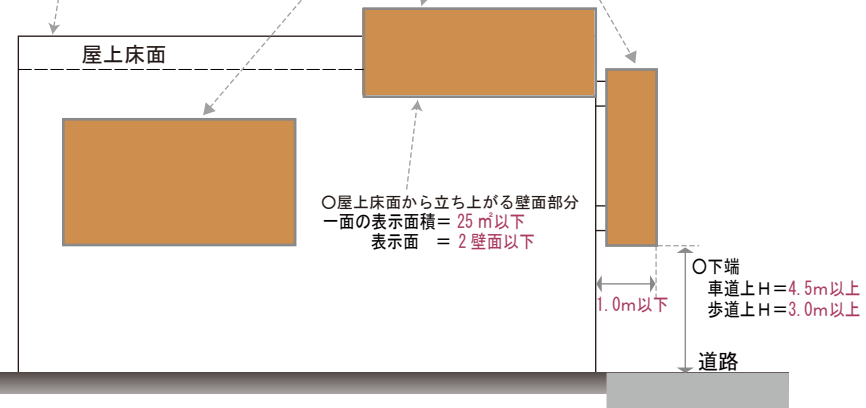
ほか

【地上広告物】

- 高さ
 $H = 15\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 35\text{ m}^2$ 以下、 $S = 70\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】 設置不可



【壁面広告物】○面積 （突き出しを含む）

- 1 壁面当り $1/3$ 又は 50 m^2 以下
ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に
表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。
①表示面積 $= 25\text{ m}^2$ 以下
②表示面 $= 2$ 壁面以下

- 屋上床面から立ち上がる壁面部分
一面の表示面積 $= 25\text{ m}^2$ 以下
表示面 $= 2$ 壁面以下

- 下端
車道上 $H = 4.5\text{ m}$ 以上
歩道上 $H = 3.0\text{ m}$ 以上

※道路境界線を越えて広告物を
設置する場合は、道路管理者
の占用許可が別途必要。

【色彩】

- ※ A = 一面の表示面積
 S = 表示面積の合計
 H = 高さ

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/8$ 以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、
使用しないこと。
ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

許可基準（2）

小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

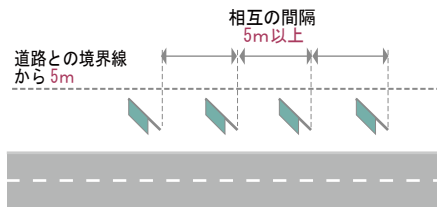
【新都市景観形成地域】《⑭小樽築港地区》



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・ 布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・ 道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
（3 本以下の場合を除く）



〈立看板〉

- ・ 縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

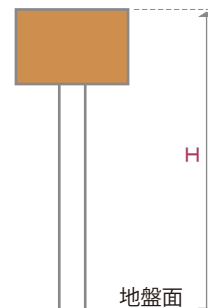
〈広告幕・広告網〉

- ・ 広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

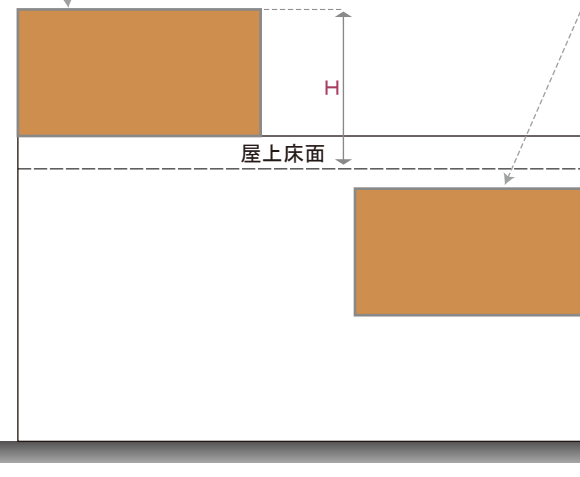
【地上広告物】

- 高さ
 $H = 20 \text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 35 \text{ m}^2$ 以下、 $S = 70 \text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】

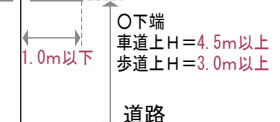
- 高さ
 H = 屋上床面から広告物の上端までの高さが、建物の高さの $2/3$ 又は 10 m のうち、小さい数値以下
- 面積
 $S = 300 \text{ m}^2$ 以下



【壁面広告物】

（突き出しを含む）

- 面積
1 壁面当り $1/3$ 又は 50 m^2 以下



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【色彩】

※ A = 一面の表示面積
 S = 表示面積の合計
 H = 高さ

- ・ 地色は、彩度 10 以下
- ・ 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/8$ 以下

【照明基準】

- ・ 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

許可基準（3）

小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

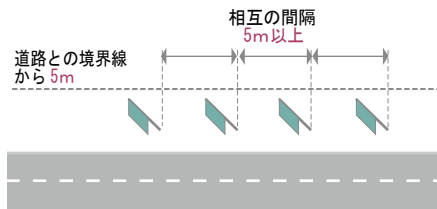
【新都市景観形成地域】《⑮小樽駅前・中央通地区》



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
（3 本以下の場合を除く）



〈立看板〉

- ・縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

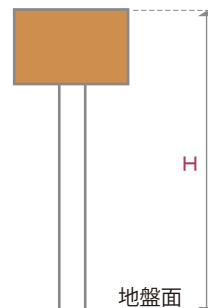
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

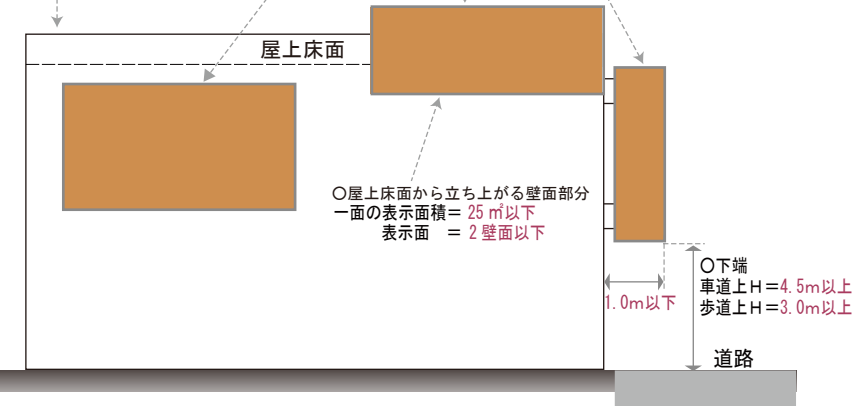
ほか

【地上広告物】

- 高さ
 $H = 20\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 35\text{ m}^2$ 以下、 $S = 70\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】 設置不可



【壁面広告物】○面積 （突き出しを含む）

- 1 壁面当り $1/3$ 又は 50 m^2 以下
ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に
表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。
- ①表示面積 $= 25\text{ m}^2$ 以下
- ②表示面 $= 2$ 壁面以下

○屋上床面から立ち上がる壁面部分
一面の表示面積 $= 25\text{ m}^2$ 以下
表示面 $= 2$ 壁面以下

※道路境界線を越えて広告物を
設置する場合は、道路管理者
の占用許可が別途必要。

【色彩】

※ A = 一面の表示面積
 S = 表示面積の合計
 H = 高さ

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/8$ 以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、
使用しないこと。
ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

許可基準（４）

小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

【沿道景観形成地域A】

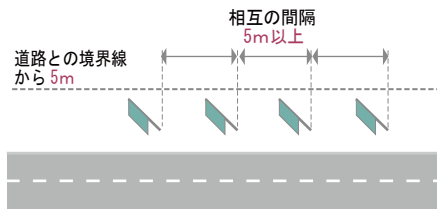
※市道運河通線、道道小樽港稲穂線、道道小樽港線（運河通線及び臨港線）の道路境界線から10m以内の区域
（市道手宮川通線から市道入船線までの小樽歴史景観区域内に限る）



【簡易広告物】

＜のぼり、旗＞

- ・布等の面積2㎡以内、高さ3m以下
- ・道路との境界線から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とする（3本以下の場合を除く）



＜立看板＞

- ・縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

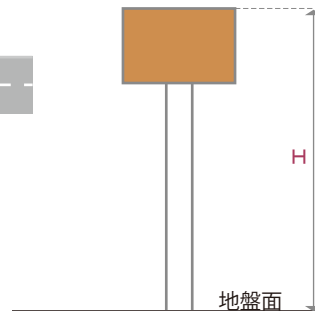
＜広告幕・広告網＞

- ・広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの

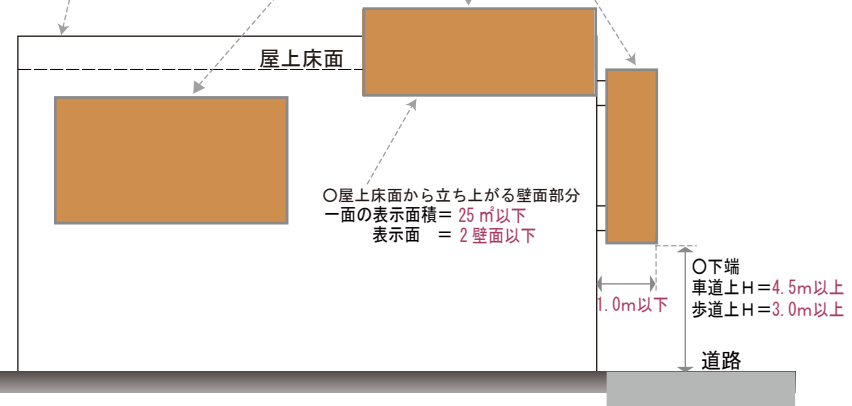
ほか

【地上広告物】

- 高さ
H=10m以下
- 面積
A=15㎡以下、S=30㎡以下



【屋上広告物】 設置不可



【壁面広告物】 （突き出しを含む）

- 面積
1壁面当り1/3又は30㎡以下
ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に
表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。
①表示面積=25㎡以下
②表示面=2壁面以下

○屋上床面から立ち上がる壁面部分
一面の表示面積=25㎡以下
表示面=2壁面以下

【地上広告物の設置数】

- ・設置数は、原則として1敷地内に1基とし、表示・掲示板は集約して掲出すること
なお、規制対象は「通りに面した敷地」のみとする

【色彩】

- ・地色は、彩度10以下
- ・地色で彩度10を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の1/8以下

※ A=一面の表示面積
S=表示面積の合計
H=高さ

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

※道路境界線を越えて広告物を
設置する場合は、道路管理者
の占用許可が別途必要。

許可基準（5）

小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

【沿道景観形成地域B】

※道道小樽港線（臨港線）の道路境界線から10m以内の区域

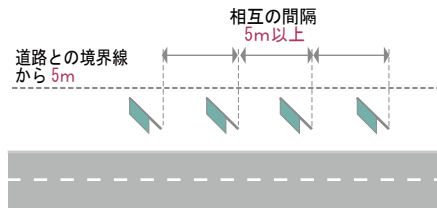
（市道入船線から市道新富線までの小樽歴史景観区域内に限る）



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積2㎡以内、高さ3m以下
- ・道路との境界線から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とする（3本以下の場合を除く）



〈立看板〉

- ・縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

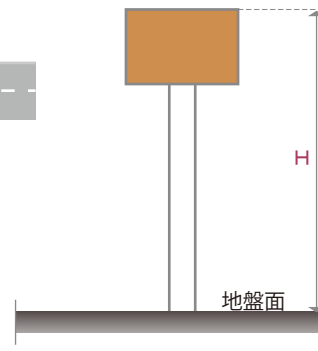
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの

ほか

【地上広告物】

- 高さ
H=13m以下
- 面積
A=35㎡以下、S=70㎡以下



【地上広告物の設置数】

- ・設置数は、原則として1敷地内に1基とし、表示・揭示板は集約して掲出すること
- ・なお、規制対象は「通りに面した敷地」のみとする

【色彩】

- ・地色は、彩度10以下
- ・地色で彩度10を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の1/8以下

※ A=一面の表示面積
S=表示面積の合計
H=高さ

【壁面広告物】○面積 （突き出しを含む）

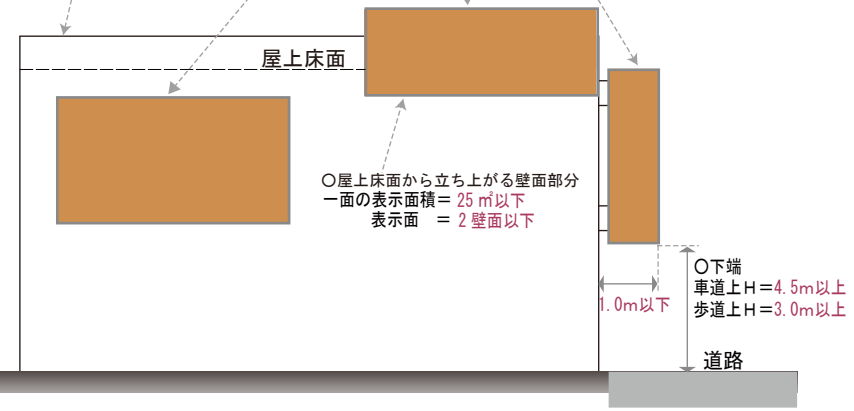
1壁面当り1/3又は40㎡以下

ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に表示・掲出する場合は次のいずれにも該当すること。

- ①表示面積=25㎡以下
- ②表示面=2壁面以下

【屋上広告物】

設置不可



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ・ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

許可基準（6）

小樽歴史景観区域 （自家用広告物）

【沿道景観形成地域C】

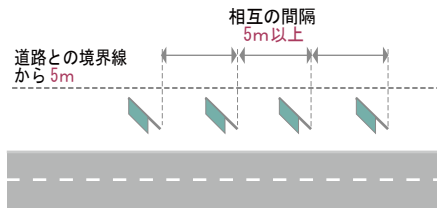
※市道本通線及び市道本通第2線（色内本通及び堺町本通）の道路境界線から5m以内の区域
（市道手宮川通線から市道入船線までの小樽歴史景観区域内に限る）



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積2㎡以内、高さ3m以下
- ・設置数は5基以内
- ・道路との境界線から5m以内に設置する場合は、相互の間隔を5m以上とする



〈立看板〉

- ・縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

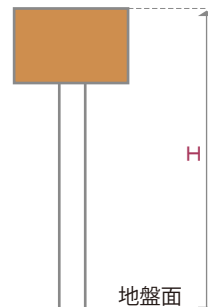
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの

ほか

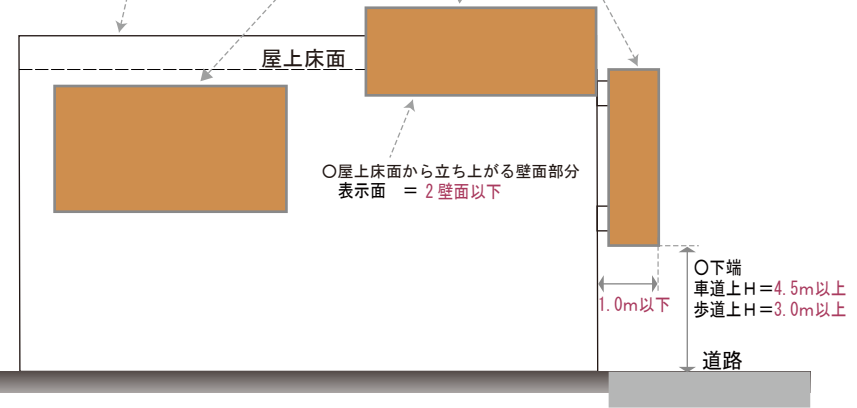
【地上広告物】

- 高さ
H=8m以下
- 面積
A=15㎡以下、S=30㎡以下



【屋上広告物】

設置不可



【壁面広告物】○面積

（突き出しを含む）

1壁面当り1/3又は15㎡以下

ただし、屋上床面から立ち上がる壁面部分に表示・掲出する場合は表示面を2壁面以下とする。

○屋上床面から立ち上がる壁面部分
表示面 = 2壁面以下

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【色彩】

※ A=一面の表示面積
S=表示面積の合計
H=高さ

- ・地色は、彩度10以下
- ・地色で彩度10を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の1/8以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

許可基準（7）

市域全域
(自家用広告物)

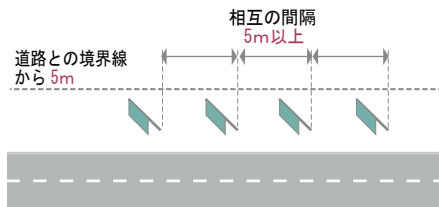
【住居系地域A】≪第1種中高層住居専用地域≫



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
(3本以下の場合を除く)



〈立看板〉

- ・縦 3 m (脚の長さを含む) 以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

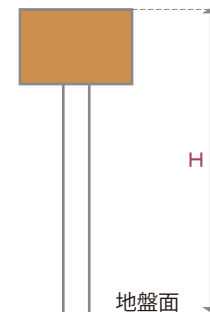
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

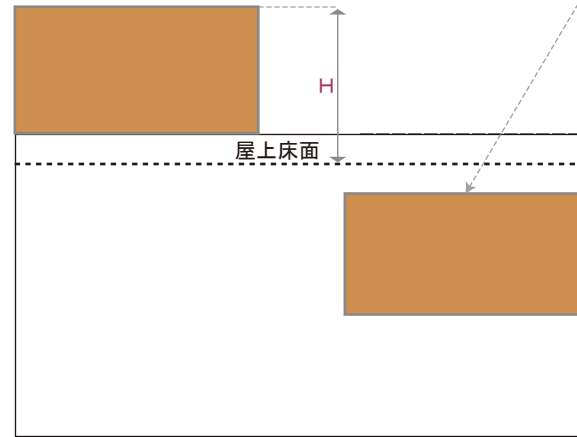
【地上広告物】

- 高さ
 $H = 10\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 30\text{ m}^2$ 以下、 $S = 60\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】

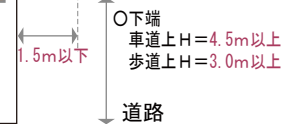
- 高さ
 $H =$ 屋上床面から広告物の上端までの高さが建物の高さの $2/3$ 又は 10 m のうち、小さい数値以下
- 面積
 $A = 75\text{ m}^2$ 以下 $S = 150\text{ m}^2$ 以下



【壁面広告物】

(突き出しを含む)

- 面積
1壁面当り $1/3$ 又は 50 m^2 以下



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【色彩】

※ $A =$ 一面の表示面積
 $S =$ 表示面積の合計
 $H =$ 高さ

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/4$ 以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。

許可基準（８）

市域全域 （自家用広告物）

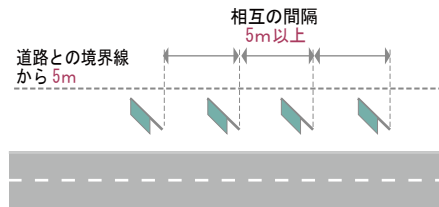
【住居系地域B】 ≪第１種住居地域≫
≪第２種住居地域≫



【簡易広告物】

＜のぼり、旗＞

- ・ 布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・ 道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
（３本以下の場合を除く）



＜立看板＞

- ・ 縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

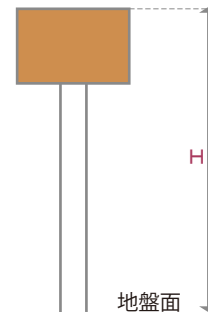
＜広告幕・広告網＞

- ・ 広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

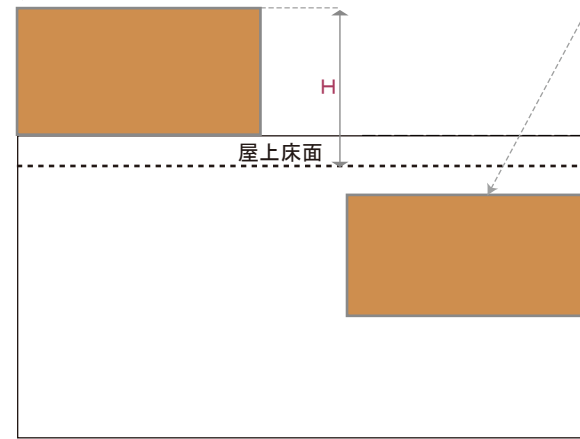
【地上広告物】

- 高さ
 $H = 15\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 35\text{ m}^2$ 以下、 $S = 70\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】

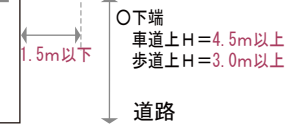
- 高さ
 $H =$ 屋上床面から広告物の上端までの高さが建物の高さの $2/3$ 又は 10 m のうち、小さい数値以下
- 面積
 $S = 150\text{ m}^2$ 以下



【壁面広告物】

（突き出しを含む）

- 面積
１壁面当り $1/3$ 又は 50 m^2 以下



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【色彩】

※ $A =$ 一面の表示面積
 $S =$ 表示面積の合計
 $H =$ 高さ

- ・ 地色は、彩度 10 以下
- ・ 地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/4$ 以下

【照明基準】

- ・ 動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。

許可基準（9）

市域全域 （自家用広告物）

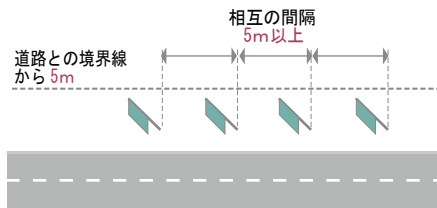
【住居系地域以外の地域】 《近隣商業地域》 《工業地域》
《商業地域》 《工業専用地域》
《準工業地域》



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
（3 本以下の場合を除く）



〈立看板〉

- ・縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

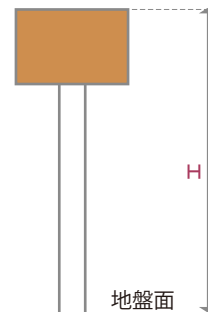
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

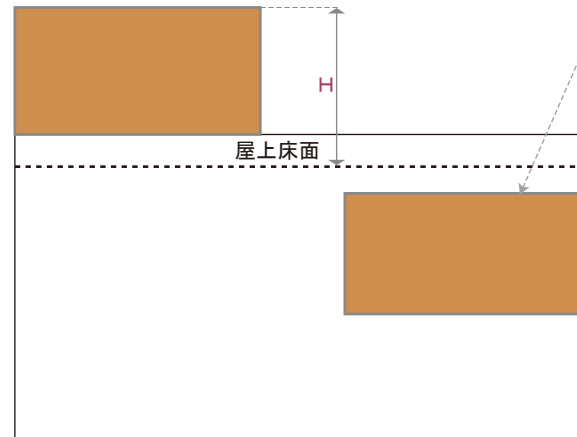
【地上広告物】

- 高さ
 $H = 15\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 50\text{ m}^2$ 以下、 $S = 100\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】

- 高さ
 $H =$ 屋上床面から広告物の上端までの高さが
建物の高さの $2/3$ 又は 15 m のうち、小さい数値以下
- 面積
 $S = 250\text{ m}^2$ 以下



【壁面広告物】

（突き出しを含む）

- 面積
1 壁面当り $1/3$ 又は 50 m^2 以下

- 下端
車道上 $H = 4.5\text{ m}$ 以上
歩道上 $H = 3.0\text{ m}$ 以上
- ※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、**景観又は風致を害さないもの**とすること。
ただし、小樽歴史景観区域に接する「道道小樽港線」、「道道小樽海岸公園線」、「臨港道路小樽港縦貫線」の道路境界線から 10 m 以内は安全上・防犯上必要なものを除き**使用しないこと**

※ $A =$ 一面の表示面積
 $S =$ 表示面積の合計
 $H =$ 高さ

【色彩】

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/4$ 以下

許可基準（10）

市域全域
(自家用広告物)

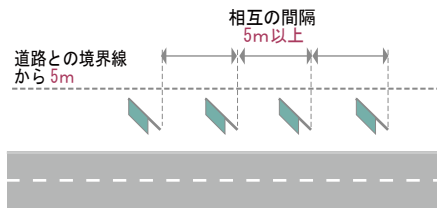
【その他の地域】
《市街化調整区域》
《国道、鉄道等から展望できる地域》



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
(3本以下の場合を除く)



〈立看板〉

- ・縦 3 m (脚の長さを含む) 以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

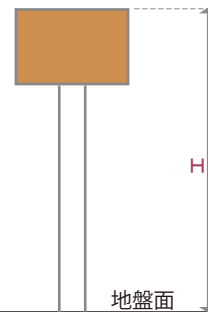
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

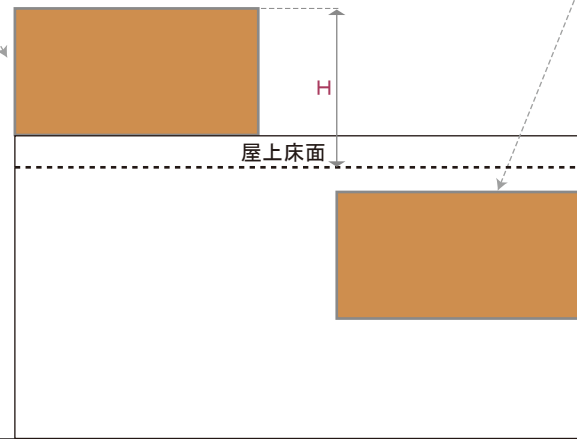
【地上広告物】

- 高さ
 $H=10\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A=30\text{ m}^2$ 以下、 $S=60\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】

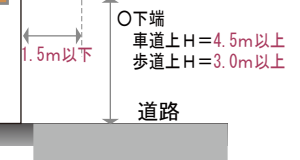
- 高さ
 H = 屋上床面から広告物の上端までの高さが
建物の高さの $2/3$ 又は 10 m のうち、小さい数値以下
- 面積
 $A=30\text{ m}^2$ 以下 $S=60\text{ m}^2$ 以下



【壁面広告物】

(突き出しを含む)

- 面積
1 壁面当り $1/3$ 又は 30 m^2 以下



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【色彩】

※ A = 一面の表示面積
 S = 表示面積の合計
 H = 高さ

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの (写真、イラスト類を含む) は表示面積の $1/4$ 以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。

許可基準（11）

市域全域 （自家用広告物 以外の広告物）

【禁止地域、小樽歴史景観区域を除く】

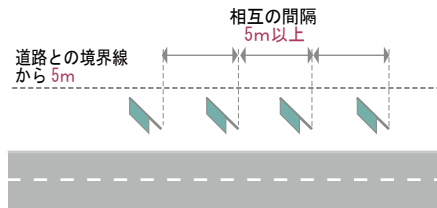
《住居系地域》
《住居系地域以外の地域》
《その他の地域》



【簡易広告物】

〈のぼり、旗〉

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする。
（3本以下の場合を除く）



〈立看板〉

- ・縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

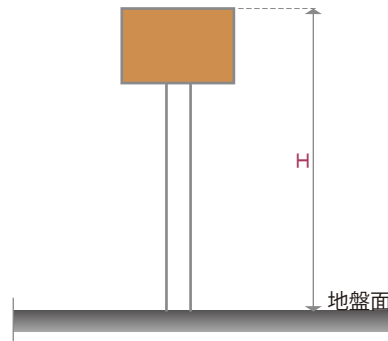
〈広告幕・広告網〉

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

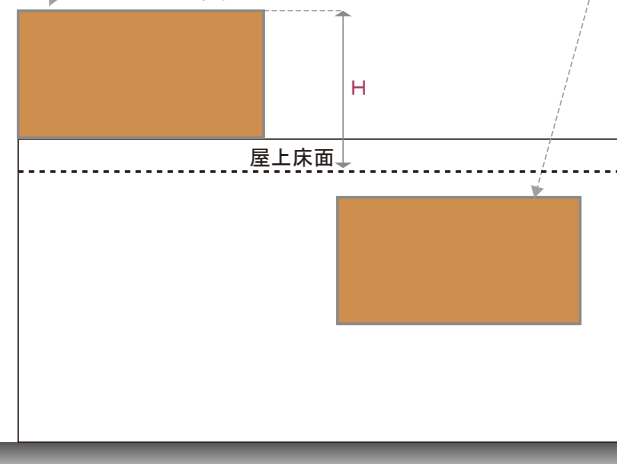
【地上広告物】

○高さ
 $H = 10\text{ m}$ 以下
○面積
 $A = 15\text{ m}^2$ 以下、 $S = 30\text{ m}^2$ 以下



【屋上広告物】

○高さ
 $H =$ 屋上床面から広告物の上端までの高さが
建物の高さの $2/3$ 又は 10 m のうち、小さい数値以下
○面積
 $S = 30\text{ m}^2$ 以下



【壁面広告物】

（突き出しを含む）

○面積
1 壁面当り $1/3$ 又は 30 m^2 以下

○下端
車道上 $H = 4.5\text{ m}$ 以上
歩道上 $H = 3.0\text{ m}$ 以上
道路

※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサイン、その他これらに類するものは、景観又は風致を害さないものとする。
- ただし、小樽歴史景観区域に接する「道道小樽港線」、「道道小樽海岸公園線」、「臨港道路小樽縦貫線」の道路境界線から 10 m 以内は安全上・防犯上必要なものを除き使用しないこと（住居系地域以外の地域に限る）

※ $A =$ 一面の表示面積
 $S =$ 表示面積の合計
 $H =$ 高さ

【色彩】

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/4$ 以下

許可基準（１２）

小樽歴史景観区域

（自家用広告物以外の広告物）

（案内用広告物※）

【歴史的景観地域】《①～⑬》（⑫水天宮周辺地区は除く）

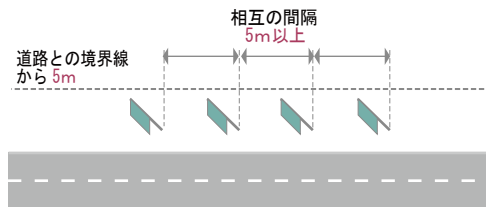
【新都市景観形成地域】《⑭、⑮》

<自家用広告物以外の広告物>

【簡易広告物】

<のぼり、旗>

- ・布等の面積 2 m^2 以内、高さ 3 m 以下
- ・設置数は 5 基以内（沿道景観形成地域Cに限る）
- ・道路との境界線から 5 m 以内に設置する場合は、相互の間隔を 5 m 以上とする（3 本以下の場合を除く（沿道景観形成地域C以外））



<立看板>

- ・縦 3 m （脚の長さを含む）以内、横 0.9 m 以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの

<広告幕・広告網>

- ・広告物の下端が歩道上では 3 m 以上、車道上では 4.5 m 以上のもの

ほか

※ A = 一面の表示面積

S = 表示面積の合計

T = 1 事業所あたりの表示面積の合計

H = 高さ

【地上広告物】

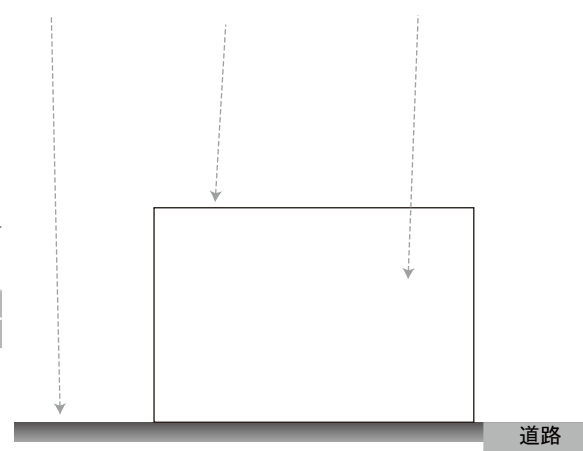
設置不可

【屋上広告物】

設置不可

【壁面広告物】

設置不可



【色彩】

- ・地色は、彩度 10 以下
- ・地色で彩度 10 を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の $1/8$ 以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、**使用しない**こと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

※案内用広告物：

- ・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物で、施設等への案内を目的とするもの
- ・公衆の利便に供することを目的とする広告物で、公共的な民間施設への案内を目的とするもの

<案内用広告物※>

【地上広告物】

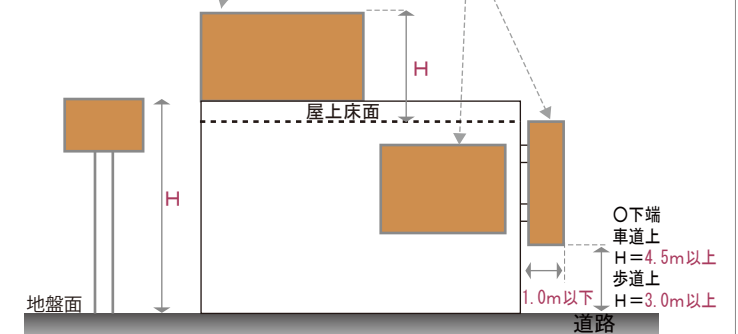
- 高さ
 $H = 5\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 3.5\text{ m}^2$ 以下
 $S = 7\text{ m}^2$ 以下

【屋上広告物】

- 高さ
 $H = 5\text{ m}$ 以下
- 面積
 $A = 3.5\text{ m}^2$ 以下
 $S = 7\text{ m}^2$ 以下

【壁面広告物】

- 面積
 $A = 3.5\text{ m}^2$ 以下
 $S = 7\text{ m}^2$ 以下（突き出し含む）



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【その他の基準】

- ① 公共的な民間施設に限定
- ② 個数：1 施設あたり 4 個以下
- ③ 相互間距離： 500 m 以上
- ④ 設置位置：当該施設から 5 km 以内
- ⑤ 表示方法：施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するもの

【簡易広告物】

同左

【色彩】

同左

【照明基準】

同左

許可基準（13）

禁止地域

（自家用広告物・案内用広告物※）

《水天宮周辺地区⑫》
《第1種低層住居専用地域》

《その他対象区域等》

・国立・国定公園
・都市公園
・文化財の敷地内
・墓地、火葬場
・高速自動車国道沿線
・公共施設 など

※案内用広告物：

・道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物で、施設等への案内を目的とするもの
・公衆の利便に供することを目的とする広告物で、公共的な民間施設への案内を目的とするもの

<自家用広告物の設置基準（許可申請不要）>

【全体】

T=10㎡以下（1事業所あたり）

【地上広告物】

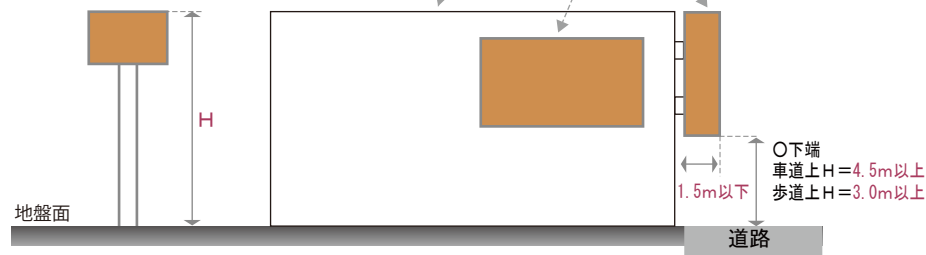
○高さ
H=5m以下
○面積
S=10㎡以下（1個あたり）

【屋上広告物】

設置不可

【壁面広告物】

○面積
S=10㎡以下（1個あたり）
（突き出し含む）



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【簡易広告物】

- ・のぼり、旗：布等の面積2㎡以内、高さ3m以下
- ・立看板：縦3m（脚の長さを含む）以内、横0.9m以内のもので、道路と平行に立てかけられるもの
- ・広告幕・広告網：広告物の下端が歩道上では3m以上、車道上では4.5m以上のもの

ほか

※ A=一面の表示面積
S=表示面積の合計
T=1事業所あたりの表示面積の合計
H=高さ

【色彩】

- ・地色は、彩度10以下
- ・地色で彩度10を超えるもの（写真、イラスト類を含む）は表示面積の1/8以下

【照明基準】

- ・動光、点滅、回転照明・映像装置やネオンサインその他これらに類するものは、使用しないこと。
- ただし、安全・防犯上必要なものなどは除く。

<案内用広告物の許可基準（許可申請必要）>

【地上広告物】

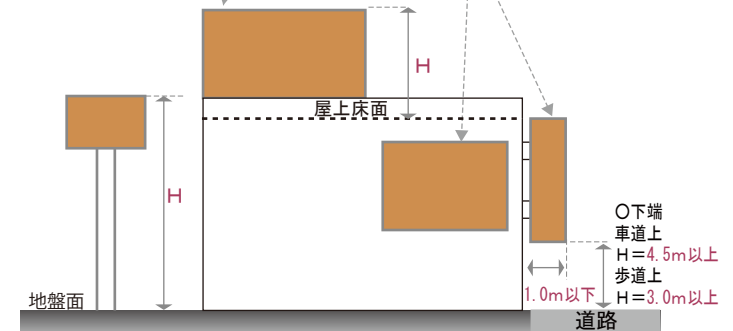
○高さ
H=5m以下
○面積
A=3.5㎡以下
S=7㎡以下

【屋上広告物】

○高さ
H=5m以下
○面積
A=3.5㎡以下
S=7㎡以下

【壁面広告物】

○面積
A=3.5㎡以下
S=7㎡以下（突き出し含む）



※道路境界線を越えて広告物を設置する場合は、道路管理者の占用許可が別途必要。

【その他の基準】

- ①公共的な民間施設に限定
- ②個数：1施設あたり4個以下
- ③相互間距離：500m以上
- ④設置位置：当該施設から5km以内
- ⑤表示方法：施設等の名称、方向、距離等の案内を行うのに必要最小限の事項を表示するもの

【簡易広告物】

同左

【色彩】

同左

【照明基準】

同左